

株主の皆様へ



株主の皆様には、平素から、当社グループの事業運営に格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、2025年10月に創業120周年を迎えました。これもひとえに、株主さまをはじめ多くの関係者の皆様のご愛顧とご支援の賜物であり、心より御礼申し上げます。

当社グループは、「今日の安心をまもり、未来の日常をつくる」ことを志し、長期経営ビジョン2030および中期経営計画2026に沿って、時代を超えて選ばれ続ける革新的なエネルギー&サービスカンパニーとなることを目指しております。また、「Daigasグループ エネルギートランジション 2050」に沿って、低・脱炭素社会の実現や社会のレジリエンス向上等、持続可能な社会の実現に向け、社会課題の解決に資する価値創造を追求してまいります。

なお、エネファームの販売に関して、景品表示法上の疑義がある表示が確認された件につきましては、2025年12月、今後同様の表示を行わないよう消費者庁から指導を受けました。ご心配・ご迷惑をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。引き続き、再発防止と信頼回復に向けた取組みを徹底してまいります。

経営環境が大きく変化し続ける中、Daigasグループ一丸となって、公正かつ透明な事業運営を徹底し、積極的かつ着実に事業活動を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月

代表取締役社長

藤原正隆

目次

事業報告

- I 企業集団の現況に関する事項…… 2
- II 役員に関する事項…………… 14
- III 株式に関する事項…………… 22
- IV 会計監査人の状況…………… 24

連結計算書類

- 連結貸借対照表…………… 25
- 連結損益計算書…………… 26

計算書類

- 貸借対照表…………… 27
- 損益計算書…………… 28

監査報告

- 連結計算書類に係る
会計監査人の会計監査報告…………… 29
- 会計監査人の会計監査報告…………… 31
- 監査等委員会の監査報告…………… 33

(ご参考)

- 低・脱炭素社会の実現に向けた取組み…… 34

I | 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、物価高の影響を受けつつも個人消費が堅調に推移したほか、半導体関連企業等の活況や、デジタル化・省力化需要を背景とした設備投資の増加等により、底堅い成長を遂げました。一方、米国関税政策の影響をはじめ、国際情勢の変化により、先行きの不透明な状況が続きました。また、本年2月以降の中東情勢の変化により、不透明感が増しております。

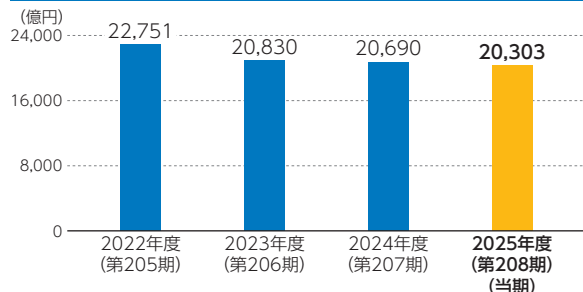
こうした経営環境のもと、当社グループは、「暮らしとビジネスの“さらなる進化”のお役に立つ企業グループ」となることを目指し、積極的に事業活動を展開してまいりました。

当期における連結売上高は、国内エネルギー事業で原料費調整制度に基づきガス販売単価が低めに推移したことなどにより、前期に比べて1.9%減の2兆303億円となりました。

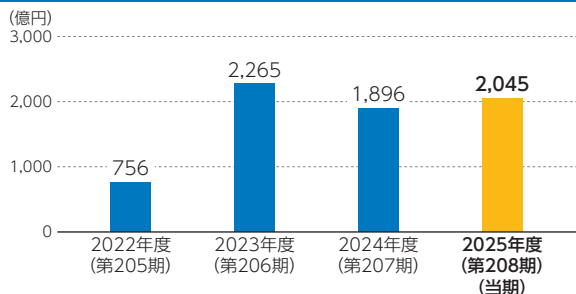
連結経常利益は、国内エネルギー事業が減益となったものの、海外エネルギー事業での米国フリーポート液化基地（LNG）や米国上流事業の増益等により、前期に比べて7.8%増の2,045億円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べて13.6%増の1,527億円となりました。

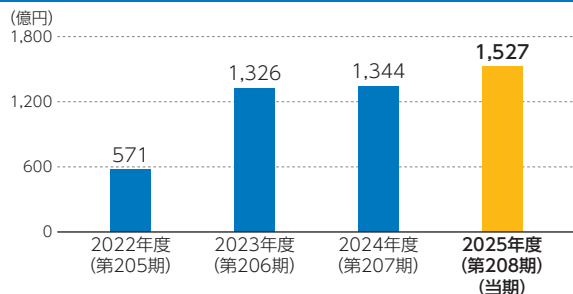
連結売上高の推移



連結経常利益の推移



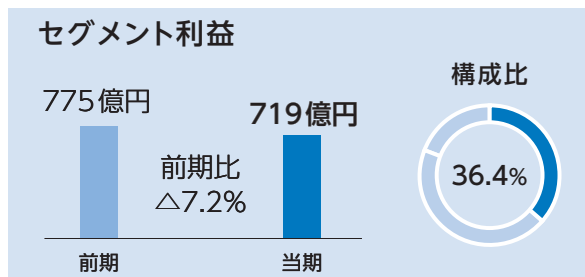
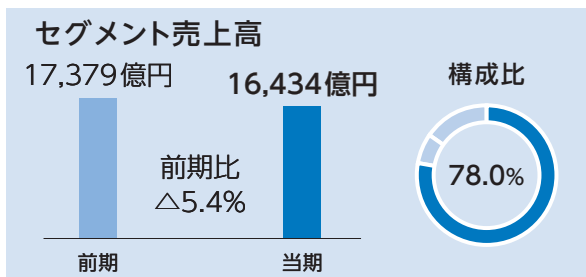
親会社株主に帰属する当期純利益の推移



以下、当社グループの事業部門別（セグメント別）の概況をご報告いたします。

(注) セグメント売上高・セグメント利益には、事業部門間の内部取引に係る金額を含んでおります。なお、セグメント利益には、持分法による投資利益を含んでおります。

国内エネルギー



ガス

家庭用の都市ガス販売量は、気温・水温が高く推移した影響等により、前期に比べて0.9%減の16億4千4百万 m^3 となりました。

業務用等の都市ガス販売量は、特定のお客さま設備の稼働減少等により、前期に比べて1.5%減の49億1千6百万 m^3 となりました。

これらの結果、都市ガス販売量は、前期に比べて1.4%減の65億6千万 m^3 となりました。

都市ガス供給件数は、当期末時点で516万1千件となりました。

家庭用のガス機器・サービスにつきましては、給湯、暖房、調理等の機器・設備に加え、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム「エネファーム」^(※1)等の商品の開発および販売拡大に努めました。

また、ガス機器・水まわりの修理等や防災・防犯に関する「住ミカタ・サービス」や、冷蔵パウチ食品をお届けする定期宅配サービス「FitDish」、インターネットサービス「さすガねっと」等の各種サービスの提供とさらなるメニュー拡充に努めました。今後もお客さまの快適な生活の実現に貢献してまいります。

2025年8月、食と住まいのショールーム「hu+g MUSEUM (ハグミュージアム)」の来場者数が、累計200万人を突破いたしました。また、本年3月には、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）において一般社団法人日本ガス協会が出展し、e-メタン^(※2)等のPRを行った「ガスパビリオン」の内容を追体験できる「おばけワンダーランドゾーン」を同ショールームに新設いたしました。引き続き、幅広いお客さまにより一層楽しんでいただける施設を目指し、様々な情報発信に努めてまいります。

業務用のガス機器・サービスにつきましては、コージェネレーションシステム^(※1)、冷暖房システム、厨房機器、ボイラ、工業炉、バーナ等の商品の開発および販売拡大に努めました。

また、エンジニアリング力を活用し、脱炭素化・分散化・デジタル化の視点でお客さまの様々な経営課題を解決する「D-Lineup (ディーラインアップ)」等、お客さまのニーズに応じた高付加価値のソリューションの提供に努めました。

都市ガスのカーボンニュートラル化の有望技術として期待される高効率なSOECメタネーション技術^(※3)等、低・脱炭素化に資する触媒・燃焼技術等の研究開発にも取り組んでおります。

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）において、実証設備「化けるLABO」を用いて、会場内で発生する生ごみ由来のバイオガス中のCO₂等と再生可能エネルギー由来の水素を原料とし、最大7Nm³/hのe-メタンを製造するメタネーション技術の実証事業^(※4)を実施いたしました。

2025年6月、国立研究開発法人産業技術総合研究所と共同で実施しているSOECメタネーションの技術開発事業^(※5)において、10Nm³/hのe-メタンを製造するベンチスケール試験装置が完成し、試験を開始いたしました。

本年2月、メタネーション技術の実用化を目指し、新潟県長岡市で株式会社INPEXと共同で実施している技術開発事業において、400Nm³/hのe-メタンを製造する試験設備が完成し、実証運転を開始いたしました。また、製造したe-メタンの天然ガスパイプラインへの注入も実施いたしました。

カーボンニュートラル社会へのトランジション期における取組みとして、石炭・重油等から天然ガスへの燃料転換や高効率な設備の導入等を推進し、お客さま先でのCO₂排出削減に努めました。

安定供給・保安の確保につきましては、天然ガスの調達先の多様化、AI技術活用も含めた製造・供給設備の保全と計画的な改修、安全機能を備えたガス機器の普及促進等に継続的に取り組みました。

(※1) 分散型電源としてエネルギー供給のレジリエンス向上にも寄与します。

(※2) 非化石エネルギー源を原料として製造された合成メタンです。

(※3) メタネーション技術とは、触媒を介して水素とCOまたはCO₂を反応させて都市ガスの主成分であるメタンを合成する技術です。SOECメタネーション技術では、SOEC（固体酸化物を用いた電気分解素子）を用いて、再生可能エネルギー電力で水をCO₂とともに電気分解することにより、原料となる水素とCOを生成します。

(※4) 環境省委託事業「既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築実証事業（都市部における再エネ由来水素と生ごみ由来バイオガスを活用したメタネーションによる水素サプライチェーン構築・実証事業）」

(※5) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のグリーンイノベーション基金採択事業である「SOECメタネーション技術革新事業」



「hu+g MUSEUM（ハグミュージアム）」の「おぼけワンダーランドゾーン」外観



「D-Lineup」のPR



株式会社INPEXと実証運転を行っているメタネーション試験設備の外観（新潟県）
（写真提供：株式会社INPEX）

電力

電力販売量は、前期に比べて1.5%増の172億3千8百万kWhとなりました。
低圧電気需給契約に基づく供給件数は、当期末時点で194万6千件となりました。

ガスとセットでお得にご利用いただける料金メニュー、お客さまのライフスタイルや趣味にあわせた料金メニュー、脱炭素に資する料金メニュー等、多彩な電気料金メニューの提供に努めました。

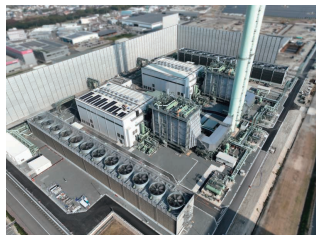
本年1月、兵庫県姫路市における姫路天然ガス発電所1号機（発電容量約62万kW）が完成し、営業運転を開始いたしました。また、本年5月には、同2号機（発電容量約62万kW）が完成し、営業運転を開始いたしました。

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギー電源の拡大に積極的に取り組みました。海外エネルギーセグメントに含まれる海外分も含め、再生可能エネルギー電源の普及貢献量は、当期末時点で約454万kWとなりました。

当期中に参画した再生可能エネルギー電源は、京都府京都市における太陽光発電所（発電容量計約3万kW、営業運転開始済。出資比率50%）等であります。また、和歌山県御坊市における和歌山御坊バイオマス発電所（発電容量約5万kW、出資比率35%）等が営業運転を開始いたしました。

再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、出力変動を補完し電力需給の安定化に寄与する、系統用蓄電池事業の拡大に取り組みました。

2025年8月、大阪府吹田市における千里蓄電所（定格出力約1万kW、定格容量約2万kWh）が、同年11月には、佐賀県武雄市における武雄蓄電所（定格出力約2千kW、定格容量約8千kWh）が、それぞれ営業運転を開始いたしました。



姫路天然ガス発電所（兵庫県）



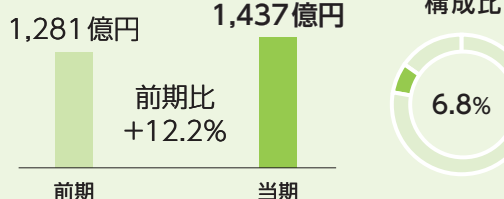
和歌山御坊バイオマス発電所（和歌山県）



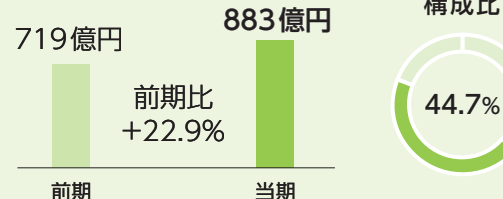
千里蓄電所（大阪府）

海外エネルギー

セグメント売上高



セグメント利益



海外エネルギー事業では、国内で培ったエネルギーバリューチェーンの知見を活用しながら、米国・アジア・オセアニアを中心に事業を展開・拡大しております。

米国テキサス州でシェールガス生産開発事業を行う、当社の子会社であるSabine Energy Inc.^(※6)は、生産中の井戸の操業に加え、追加の井戸開発を実施しており、事業を順調に展開しております。

2025年11月、Osaka Gas Trading and Export LLCは、米国の再生可能天然ガス生産事業者であるArchaea Energy Inc.が保有するバイオメタン製造施設において精製されたゴミ埋立地由来のバイオメタン約20トンを調達する契約を締結いたしました。同契約により調達したバイオメタンは、フリーポートLNG基地にて液化し、本年1月、泉北製造所に到着いたしました^(※7)。

また、2025年11月、TotalEnergies Hydrogen Holdings USA, LLCをはじめとする4社と共同で、米国ネブラスカ州において、再生可能エネルギーにより生成する水素と、工場から回収するバイオマス由来のCO₂を原料としてe-メタンを製造する事業の基本設計に向けた共同開発契約を締結いたしました。

今後もカーボンニュートラルに資するe-メタン等のサプライチェーン構築に向けて取り組んでまいります。

(※6) 本年1月1日、Sabine Energy Inc.は、Sabine Oil & Gas Corporationの事業を承継いたしました。

(※7) 米国におけるバイオメタン製造量に応じた環境価値（「CO₂が排出されない」という環境面での付加価値）と併せ、国内のお客さまにご利用いただきました。



フリーポートLNG基地 (米国テキサス州)
(写真提供: Freeport LNG Development.L.P.)

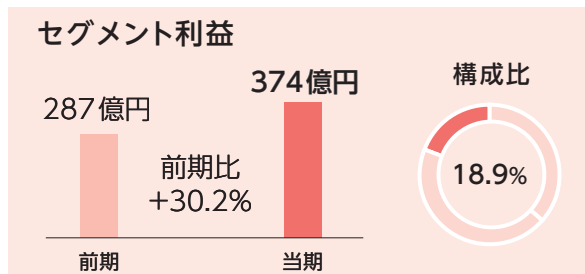
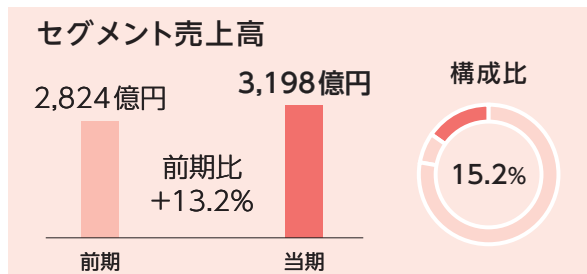


Sabine Energy Inc.の
シェールガス掘削井戸
(米国テキサス州)



バイオメタンを積載したLNG船の
泉北製造所への入港

ライフ&ビジネス ソリューション



ライフ&ビジネス ソリューション事業では、エネルギー事業で培った技術や事業ノウハウを活用しながら、事業成長に努めております。

都市開発事業を展開する大阪ガス都市開発株式会社は、当期中に「アーバネックス東梅田」（大阪府）等の14物件の賃貸マンションを取得し、資産の拡充に努めました。また、「シーンズ御堂筋あびこ」（大阪府）等の4物件の分譲マンションが竣工いたしました。

2025年11月、同社が京都信用金庫、学校法人龍谷大学と構成する「共創 HUB 京都コンソーシアム」は、京都市京都市において、産学金連携・住居を備えたイノベーションハブ拠点「共創HUB京都（仮称）」の建設工事を開始いたしました。2028年春の開業を予定しております。

情報ソリューション事業を展開する株式会社オーグス総研は、企業情報システムのコンサルティング・設計・開発・運用や、AI・クラウドサービス等、総合的なITサービスの提供やお客さまのDX推進支援に努めました。

材料ソリューション事業を展開する大阪ガスケミカル株式会社は、ファイン材料、炭素材製品、保存剤等、付加価値の高い材料等の開発および販売拡大に努めました。木材保護塗料「キシラデコール」シリーズ製品が、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）において大阪府や大阪市等が出展した「大阪ヘルスケアパビリオン」の内部・外部壁面に使用されました。



「アーバネックス東梅田」（大阪府）



「共創HUB京都（仮称）」（完成予想図）



木材保護塗料「キシラデコール」

2 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業部門	主要な事業内容
国内エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市ガスの製造・供給および販売 ● ガス機器販売 ● ガス配管工事 ● LNG販売 ● LNG輸送 ● LPG販売 ● 産業ガス販売 ● 発電および電気の販売
海外エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ● 天然ガス等に関する開発・投資 ● エネルギー供給
ライフ&ビジネスソリューション	<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産の開発および賃貸 ● 情報処理サービス ● ファイン材料および炭素材製品の販売

3 設備投資の状況

設備投資額につきましては、2,554億円となりました。

当期中に大阪ガスネットワーク株式会社のガス本支管は92km増加し、当期末の延長は52,013kmとなりました。

また、ガス製造・供給設備における安定供給と保安の確保を目的とした工事や、当社子会社による天然ガス開発・生産事業に関する設備工事、発電所の建設工事等を実施いたしました。

4 資金調達の状況

長期借入金につきましては、当期中に9億円を借り入れました。社債^(※)につきましては、当期中の発行はありませんでした。

なお、長期借入金につきましては、当期中に720億円を返済いたしました。

(※) 短期社債を含んでおりません。

5 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社りそな銀行	56,071
株式会社三菱UFJ銀行	44,544
株式会社日本政策投資銀行	23,206
株式会社国際協力銀行	18,853
日本生命保険相互会社	18,497

6 対処すべき課題

1. 経営方針

当社グループは、「暮らしとビジネスの“さらなる進化”のお役に立つ企業グループ」として、天然ガス・電力・LPGなどのエネルギーとその周辺サービスや、都市開発・材料・情報等のエネルギー以外の様々な商品・サービスを通じて、「お客さま価値」「社会価値」「株主さま価値」「従業員価値」の創造を目指します。そのためには、持続的な成長を実現することが最大の経営課題であると認識し、2017年に長期経営ビジョン2030「Going Forward Beyond Borders」を、2024年には中期経営計画2026「Connecting Ambitious Dreams」を策定いたしました。

また、2021年に、当社グループの事業活動におけるカーボンニュートラルの実現の方向性や取り組みを示した「Daigasグループ カーボンニュートラルビジョン」を、2023年には、2030年までのエネルギートランジションに向けた考え方や具体的な方策を示した「Daigasグループ エネルギートランジション 2030」を、2025年2月には、2050年に向けたロードマップとソリューションを示した「Daigasグループ エネルギートランジション 2050」を策定しております。

当社グループは、これらのビジョン・計画に沿って、時代を超えて選ばれ続ける革新的なエネルギー&サービスカンパニーとなることを目指します。また、経営環境の変化に対応しながら、安定供給やトランジション期における低炭素化等「今日の安心」をまもり続けるとともに、カーボンニュートラルなど社会課題の解決が進む「未来の日常」の創造に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2. 重点課題

中期経営計画2026では、重点戦略「3つの約束」として、カーボンニュートラルと天然ガスの高度利用の両輪で社会課題の解決を進める「ミライ価値の共創」、多様な人材が集い切磋琢磨し合う企業文化を目指す「従業員の輝き向上」、資産価値の最大化を図るアセットライトな経営意識の徹底を中心とする「経営基盤の進化」を掲げます。これらの取り組みを通じて、社会課題の解決に資する価値創造と、「国内エネルギー事業」「海外エネルギー事業」「ライフ&ビジネス ソリューション事業」を3つの柱とした、将来の経営環境の変化に対応するポートフォリオ経営の実践を目指します。それらの実現に向け、以下のとおり、課題に取り組んでまいります。

(1) 国内エネルギー事業

① 安定的、経済的な原燃料調達

多数の生産者から分散して調達することにより、天然ガス等の原燃料の安定確保に努めるとともに、契約価格指標の多様化等により、市場競争力を高める原燃料調達を目指します。

また、原燃料調達の不測の事態に対しては、トレーディング等で培ったノウハウを活かし、迅速かつ柔軟に原燃料の確保を図ります。

② 競争力のある電源の確保および再生可能エネルギーの普及拡大

新規電源の開発、卸電力市場やアライアンス先からの調達等を通じ、競争力のある電源ポートフォリオの構築を進めます。カーボンニュートラル潮流が継続する中で、再生可能エネルギーおよびその普及拡大に貢献する蓄電池については、開発や事業参画を推進し、協業等を通じて調達先の拡大や案件取得を進めてまいります。

③安定供給と保安の確保

安全かつ安定的な操業を最優先にして、ガス製造・供給設備、発電設備等の維持・増強・改修、地震・津波等の自然災害対策および感染症の流行等の事態への対策等、安定供給とレジリエンスの向上に継続的に取り組んでまいります。また、万一のガス漏れ等の緊急時への対応を引き続き行い、お客さま先の保安の確保に努めてまいります。

④マーケタービジネスの拡大

燃料電池等のガスコージェネレーションシステムやガス冷暖房の普及、電力・LPG販売の拡大、「D-Lineup」等の提案メニューの拡充、分散型電源と再生可能エネルギーを組み合わせたエネルギーネットワークの構築等を通じて、カーボンニュートラル化やレジリエンスの向上といった社会課題の解決に貢献してまいります。また、デジタルを活用したライフサービスプラットフォームの「スマイLINK」や「住ミカタ・サービス」、リノベーション等のライフサポートサービス、建物・設備の管理やメンテナンス、空調・換気、水処理、省エネルギーや設備稼働状況等の見える化など、エネルギー周辺サービスを拡充するとともに、固定通信サービスや冷蔵食品の定期宅配サービスの「FitDish」、お客さまのライフスタイルやビジネスニーズに応じたエネルギー料金メニューも総合的に提供することで、お客さまの快適な生活の実現やビジネスの発展に貢献してまいります。さらに、各地のエネルギー事業者を含めた様々なパートナーとの連携等を通じ、幅広くマーケタービジネスを拡大してまいります。

⑤エネルギーインフラ開発・エンジニアリング事業の推進

天然ガス火力発電所等の新規エネルギーインフラ開発を推進いたします。また、LNGの導入等を検討しているお客さまに対し、これまでの事業展開で培ったノウハウを活かし、ニーズに応じたソリューションを提案することでエンジニアリング事業を推進してまいります。

⑥公正で効率的なガス導管事業の推進

一般ガス導管事業者として、託送供給の中立性・透明性の確保や利便性の向上を図りつつ、地域社会や需要家のニーズに応えながら、都市ガス需要の維持・拡大に継続的に取り組んでまいります。

(2) 海外エネルギー事業

天然ガス等の安定調達と収益獲得のため、現在取り組んでいる米国サビン社によるシェールガス開発等を着実に推進するとともに、米国フリーポートプロジェクトの液化事業や豪州ゴゴン・イクシスプロジェクトの生産事業の安全かつ安定的な操業に向け働きかけてまいります。米国電力事業では、ガス火力発電事業の安定的な操業に努めるとともに、再生可能エネルギー等の開発・取得を進めてまいります。マーケタービジネスでは、国内で培った知見を活かし、アジアを中心にガス・電力・エネルギーサービス事業の運営や新規案件の開発等に着実に取り組むとともに、事業参画等を通じて新しい領域におけるノウハウの取得を進めます。さらに、ニーズに応じたソリューションを提案することで、エネルギーインフラ開発やエンジニアリング事業を推進してまいります。

(3) ライフ&ビジネス ソリューション事業

エネルギー事業で培った技術と知見を基盤に、都市開発・材料・情報等の事業において、固有の強みを活かした商品・サービスを提供することで、国内外のお客さまの快適・便利・健康の実現をサポートし、お客さまの豊かな暮らしやビジネスの発展に貢献してまいります。

(4) 経営基盤

①サステナビリティ経営の実践

「Daigasグループ企業行動憲章」に基づき、サステナビリティ経営を実践し、国内外における当社グループのサプライチェーンに関わる皆様とともに、お客さまや社会からのさらなる信頼獲得に努めてまいります。

環境の側面では、カーボンニュートラル社会へのトランジション期において、石炭・重油等から天然ガスへの燃料転換や高効率な設備の導入等を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入や、カーボン・オフセットLNGや都市ガスの普及等により、お客さま先や自らの事業活動におけるCO₂排出削減の取組みを一層拡大してまいります。さらに、カーボンニュートラル社会の実現に向け、e-メタン・水素等の技術開発やサプライチェーン構築を進めてまいります。また、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言を踏まえて、カーボンニュートラル化への取組みに関する情報開示の充実に取り組んでまいります。社会の側面では、国際規範に則り、2021年4月に制定した「Daigasグループ人権方針」に基づき、人権や労働・安全衛生への取組みを進めるとともに、女性取締役の登用等によるダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの風土醸成を進めてまいります。ガバナンスの側面では、コンプライアンスの意識向上の取組みの継続とリスク管理の実効性のさらなる向上に取り組むとともに、情報・制御システムに関するセキュリティ対策の強化等を推進いたします。

②イノベーション・技術開発・デジタルトランスフォーメーションの推進

IoTやAIなど、最先端のデジタル技術や当社グループ内外のアイデアを活用した新しいサービスの創造による価値向上と、社内での業務改革・システム刷新による生産性の向上に取り組んでまいります。また、燃料電池をはじめとするガス機器・設備のさらなる高効率化とコストダウン、新たな材料や情報処理、カーボンニュートラル化等に関する技術開発を推進いたします。

③人材・組織の強化

当社グループのアウトプットの最大化に向けて、多様な人材が集い切磋琢磨し合うことで従業員のが最大限発揮される環境づくりを進めてまいります。人材の面では、多様で専門性の高い人材の獲得を拡大するとともに、従業員の成長を促進する制度・育成策を強化してまいります。組織の面では、タレントマネジメントにより適所適材の配置を実現するとともに、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの推進や、働き方・仕事の進め方の変革、成長と挑戦を促す組織風土のさらなる醸成等に取り組んでまいります。会社と人材の双方向のコミュニケーションを通じて各取組みを活性化させ、従業員のエンゲージメント向上を図ります。

3. おわりに

グループの内部統制システムの運用状況の確認および評価を継続的に行い、所要の措置を講じることにより、実効性の高い内部統制を行ってまいります。これらの仕組みのもと、以上の課題に対処するとともに、「Daigasグループ企業理念」を実践し、持続的成長に向けて不断の努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

7 財産および損益の状況

区分	2022年度 第205期	2023年度 第206期	2024年度 第207期	2025年度 第208期 (当期)
売上高 (百万円)	2,275,113	2,083,050	2,069,019	2,030,302
経常利益 (百万円)	75,649	226,563	189,647	204,522
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	57,110	132,679	134,414	152,751
1株当たり当期 純利益 (円)	137.39	320.60	333.31	391.15
総資産 (百万円)	2,819,589	2,980,127	3,200,525	3,321,405
純資産 (百万円)	1,417,178	1,604,992	1,739,291	1,854,028

8 主要な営業所および工場ならびに従業員の状況 (2026年3月31日現在)

1. 主要な営業所等の状況

当社	本社	本社〔大阪府〕	
	事業所	大阪事業所	〔大阪府〕
		南部事業所	〔大阪府〕
		北部事業所	〔大阪府〕
		東部事業所	〔大阪府〕
兵庫事業所		〔兵庫県〕	
LNG基地	泉北製造所	〔大阪府〕	
		姫路製造所	〔兵庫県〕
	研究所	先端技術研究所	〔大阪府〕
子会社 (※1)		大阪ガス都市開発株式会社	〔大阪府〕
		株式会社オージス総研	〔大阪府〕
		大阪ガスケミカル株式会社	〔大阪府〕
		大阪ガスネットワーク株式会社	〔大阪府〕
		大阪ガスマーケティング株式会社	〔大阪府〕
		Daigasエネルギー株式会社	〔大阪府〕
		Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社	〔大阪府〕
	Osaka Gas USA Corporation	〔米国テキサス州〕	

(※1) 重要な子会社の本社所在地を主要な営業所としております。

2. 従業員の状況

事業部門	従業員数 (名) (※2)
国内エネルギー	11,039
海外エネルギー	333
ライフ&ビジネスソリューション	10,463
合計	21,835

(※2) 従業員数は、就業人員数であります。

9 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

当社グループでは、関係会社のうち、エネルギー分野その他の各事業分野において中心的役割を担い、当社グループの経営の基本単位として位置付ける関係会社を中核会社、ネットワーク会社、基盤会社および海外地域統括会社としており、これらを重要な子会社としております。

区分	会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
中核会社	大阪ガス都市開発株式会社	1,570百万円	100%	不動産の開発・賃貸・管理・分譲
	株式会社オージス総研	440百万円	100%	ソフトウェア開発、コンピュータによる情報処理サービス
	大阪ガスケミカル株式会社	14,231百万円	100%	ファイン材料および炭素材製品等の製造・販売
ネットワーク会社	大阪ガスネットワーク株式会社	6,000百万円	100%	一般ガス導管事業等（都市ガスの託送供給、ガス配管工事等）
基盤会社	大阪ガスマーケティング株式会社	100百万円	100%	家庭用向けガス・電気の販売およびガス機器販売・保守等、リフォーム
	Daigas エナジー株式会社	310百万円	100%	業務用等向けガス・電気の販売およびガス機器販売・保守等、エネルギーサービス、LNG販売、LPG販売、熱供給
	Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社	6,600百万円	100%	ガス製造所・発電所のオペレーション・メンテナンス、発電および電気の販売、エンジニアリング
海外地域統括会社	Osaka Gas USA Corporation	1米ドル	100%	北米における天然ガス等およびエネルギー供給事業に関する投資等

(注) 上記の重要な子会社8社を含む連結子会社は、154社であります。

II | 役員に関する事項

1 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	本 庄 武 宏		大阪府公安委員会委員 朝日放送グループホールディングス株式会社取締役 TOYO TIRE 株式会社取締役
代表取締役社長 社長執行役員	藤 原 正 隆		
代表取締役 副社長執行役員	田 坂 隆 之	担当：東京駐在 分掌：エナジーソリューション事業部 秘書部 広報部 人事部 総務部 資材部 東京支社 統括支配人 大阪ガス都市開発株式会社 株式会社オーガス総研	大阪ガス都市開発株式会社取締役 株式会社オーガス総研取締役
代表取締役 副社長執行役員	竹 森 敬 司	技術統括 分掌：資源・海外事業部 事業創造本部 大阪ガスケミカル株式会社	大阪ガスケミカル株式会社取締役
代表取締役 副社長執行役員	坂 梨 興	保安統括 経営企画本部長 分掌：ガス製造・エンジニアリング事業部 電力事業部	
取締役 常務執行役員	今 井 敏 之	サステナビリティ推進統括 リスク管理統括 担当：秘書部 広報部 人事部 総務部	大阪ガス都市開発株式会社取締役 株式会社オーガス総研取締役 大阪ガスケミカル株式会社取締役
取締役	村 尾 和 俊		西日本高速道路株式会社取締役
取締役	来 島 達 夫		西日本旅客鉄道株式会社顧問 住友電気工業株式会社監査役
取締役	佐 藤 友美子		学校法人追手門学院理事
取締役	新 関 三希代		同志社大学大学院経済学研究科後期課程教授

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員) (常勤)	竹口文敏		
取締役 (監査等委員) (常勤)	狭間一郎		
取締役 (監査等委員)	梨岡英理子		株式会社環境管理会計研究所代表取締役 梨岡会計事務所所長 株式会社三社電機製作所取締役
取締役 (監査等委員)	南知恵子		椋山女学園大学現代マネジメント学部教授
取締役 (監査等委員)	古財英明		京都大学大学院法学研究科教授 一般財団法人日本法律家協会近畿支部監事

- (注) 1. 「担当」欄の分掌とは、特定の本部、組織、職位または中核会社の業務について、経営上の重要度および影響度等を勘案してモニタリング、助言・勧告を行うこととあります。
2. 取締役 本荘武宏の「重要な兼職の状況」欄に記載の朝日放送グループホールディングス株式会社取締役、TOYO TIRE株式会社取締役、取締役 村尾和俊の同欄に記載の西日本高速道路株式会社取締役、取締役 梨岡英理子の同欄に記載の株式会社三社電機製作所取締役は、社外取締役であります。また、取締役 来島達夫の同欄に記載の住友電気工業株式会社監査役は、社外監査役であります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門との十分な連携を図るため、取締役（監査等委員） 竹口文敏、狭間一郎を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役 村尾和俊、来島達夫、佐藤友美子、新関三希代、梨岡英理子、南知恵子、古財英明は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 各社外取締役の「重要な兼職の状況」欄に記載の法人等と当社との間には、記載すべき関係はありません。
6. 取締役（監査等委員） 梨岡英理子は、公認会計士資格および税理士資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、社外取締役全員を、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております。
8. 取締役 田坂隆之は、本年3月31日をもって、代表取締役を退任いたしました。
9. 当期中の取締役の重要な兼職の状況の異動
取締役 梨岡英理子は、2025年6月26日、ガリレイ株式会社取締役（監査等委員）を退任いたしました。
取締役 本荘武宏は、本年3月27日、TOYO TIRE株式会社取締役に就任いたしました。
取締役 南知恵子は、本年3月31日をもって、椋山女学園大学現代マネジメント学部教授を退任いたしました。

(注) 10. 取締役の地位、担当および重要な兼職の状況は、本年4月1日、一部変更となりました。変更が生じた取締役の本年4月1日以降の地位、担当および重要な兼職の状況は以下のとおりとなりました。

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	藤原正隆	CEO	
代表取締役 副社長執行役員	竹森敬司	CTO 分掌：資源・海外事業部 事業創造本部 大阪ガスケミカル株式会社	大阪ガスケミカル株式会社取締役
代表取締役 副社長執行役員	坂梨興	CFO CDIO CSaO 経営企画本部長 担当：DX企画部 分掌：ガス製造・エンジニアリング事業部 電力事業部 株式会社オーグス総研	株式会社オーグス総研取締役
代表取締役 副社長執行役員	今井敏之	担当：東京駐在 分掌：エナジーソリューション事業部 秘書部 広報部 人事部 総務部 資材部 東京支社 統括支配人 大阪ガス都市開発株式会社	大阪ガス都市開発株式会社取締役
取締役	田坂隆之		大阪ガス都市開発株式会社取締役会長
取締役 (監査等委員)	南知恵子		東京女子大学現代教養学部教授

なお、「担当」欄のCEO、CTO、CFO、CDIO、CSaOは、以下の略称であります。

CEO：Chief Executive Officer

CTO：Chief Technology Officer

CFO：Chief Financial Officer

CDIO：Chief Digital&Information Officer

CSaO：Chief Safety Officer

2 補償契約に関する事項

当社は、前記「Ⅱ [1]取締役の氏名等」に記載の取締役との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを目的とする補償契約を締結しております。

当社は、当該補償契約によって役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該補償契約において主に以下の事項を定めております。

- ・ 一事象当たりの補償上限額
- ・ 法令に違反することを認識しながら職務を執行したことにより発生した費用および損失については、補償を行わない旨
- ・ 損失の一部を役員自身の負担とする旨

3 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社、ならびに当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員^(※1)および社外派遣役員^(※2)を被保険者^(※3)として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害等（法律上の損害賠償金、争訟費用等）を填補することを目的とする保険契約を締結しております。

(※1) 取締役会決議により選任される基本組織長等の重要な使用人。

(※2) 当社の指示等に基づき、社外法人において会社法上の取締役、執行役、監査役または会計参与の地位（これらと同等とされる地位を含みます。）にある者。

(※3) 1992年1月25日以降に被保険者となる地位を退任・退職した者および保険期間中に新たに被保険者となる地位に就任した者を含みます。

当社は、当該保険契約によって被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において主に以下の事項を定めております。

- ・ 保険期間中における保険金の総支払限度額
- ・ 私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為等に起因する損害等については、保険金が支払われない旨
- ・ 損害の一部を被保険者自身の負担とする旨

なお、当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しております。

4 社外役員に関する事項

1. 主な活動状況

社外役員の主な活動状況は、下表のとおりであります。

社外取締役（監査等委員である取締役を除きます。）には、その経験・識見等に基づき、取締役会の一員として意思決定に参画いただくとともに、独立した立場から業務執行取締役の職務の執行を監視・監督いただくことを期待しております。また、監査等委員である社外取締役には、その経験・識見等に基づき、独立した立場から業務執行取締役の職務の執行を監査いただくこと、および取締役会の一員として意思決定に参画いただくとともに、業務執行取締役の職務の執行を監視・監督いただくことを期待しております。

いずれの社外取締役も、取締役会や任意の諮問委員会への出席・発言等を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。

地位	氏名	出席状況および発言状況
取締役	村尾和俊	13回開催された取締役会に13回出席しております。企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取締役	来島達夫	13回開催された取締役会に13回出席しております。企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取締役	佐藤友美子	13回開催された取締役会に13回出席しております。生活・文化に関する深い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取締役	新関三希代	13回開催された取締役会に13回出席しております。経済学分野に関する深い識見や組織運営に関する豊富な経験を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取締役 (監査等委員)	梨岡英理子	13回開催された取締役会に13回出席し、また14回開催された監査等委員会に14回出席しております。財務・会計、サステナビリティに関する深い識見や企業経営・組織運営に関する豊富な経験を活かし、また社外取締役（監査等委員）としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取締役 (監査等委員)	南知恵子	13回開催された取締役会に13回出席し、また14回開催された監査等委員会に14回出席しております。経営学分野に関する深い識見や組織運営に関する豊富な経験を活かし、また社外取締役（監査等委員）としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取締役 (監査等委員)	古財英明	13回開催された取締役会に13回出席し、また14回開催された監査等委員会に14回出席しております。法曹実務家としての専門的知見や組織運営に関する豊富な経験を活かし、また社外取締役（監査等委員）としての独立した立場から、適宜発言がありました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

5 取締役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下、「報酬決定方針」といいます。）を社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経たうえで、取締役会の決議により定めており、その概要は、下表のとおりであります。

当社は、各取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本事項において同じです。）の個人別の報酬額を、報酬決定方針および取締役会の決議により定める規則に従い、社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会における審議を経たうえで、取締役会において決定しております。

当該手続を経て各取締役の個人別の報酬額等が決定されていることから、取締役会は当期における各取締役の個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

報酬決定方針

基本的な考え方

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に対する取締役の意欲を高める報酬体系とする。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬とする。取締役会長の報酬は、執行と監督の分離を明確化するため、固定報酬としての基本報酬および株式報酬とする。業務執行から独立した立場である社外取締役は、固定報酬としての基本報酬のみとする。

取締役の報酬は、客観性を確保し決定プロセスの透明性を図る観点から、社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経たうえで、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において決定する。

基本報酬

基本報酬は、金銭による月例の報酬とする。その金額は、取締役会の決議により定める規則に従い、各取締役の地位および担当、世間水準等を踏まえて決定する。

業績連動報酬

業績連動報酬は、金銭による月例の報酬とする。その金額は、短期および中長期的な企業価値向上に資することを目的として、単年度の連結EBITDA、直近3か年の連結ROE、および中期経営計画のサステナビリティ指標を主な指標として決定する。

株式報酬

中長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高め、株主との一層の価値共有を進めるため、譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、各取締役の役位、職責、株価等を踏まえて決定する。

報酬毎の割合

業務執行取締役は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の比率の目安を4：4：2とする。取締役会長は、基本報酬と株式報酬の比率の目安を8：2とする。社外取締役は、全額を基本報酬とする。

報酬の決定手続

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議により定める規則に従い、任意の諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会の決議により決定する。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定する。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本事項において同じです。）の報酬額は、2024年6月27日開催の第206回定時株主総会において、取締役（社外取締役を含みます。）の月額金銭報酬は月額57百万円以内と決議されております。

また、同定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額144百万円（月額換算12百万円）以内、当該金銭報酬債権の当社への給付と引き換えに当社が発行または処分する当社の普通株式の総数は年96千株以内と決議されております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、月額金銭報酬の対象となる取締役が10名（うち社外取締役は4名）、株式報酬の対象となる取締役が6名であります。

3. 監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議および報酬等の決定に関する事項

監査等委員である取締役の報酬額は、2024年6月27日開催の第206回定時株主総会において、月額14百万円以内と決議されております。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名であります。

監査等委員である各取締役の報酬額については、上記の決議の範囲内で、監査等委員会の決議により定める規程等に基づき、監査等委員の協議により、全員の同意をもって決定することとしております。業績に左右されず独立した立場で取締役の職務の執行を監査する役割を担っていることから、固定報酬のみとし、常勤・非常勤の別や監査職務の分担の状況等を考慮して決定いたします。

4. 取締役の報酬等の額

区分	報酬等の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く）	591	304	125	10
内、社外取締役	57	57	—	4
取締役（監査等委員）	127	127	—	5
内、社外取締役	43	43	—	3

(注) 1. 業績連動報酬の額は、固定報酬に、前年度の連結EBITDA、前3か年度の連結ROE、および中期経営計画のサステナビリティ指標を主な指標として算定した係数を乗じることなどにより算定しております。当該業績指標を選定した理由は、短期および中長期的な企業価値向上に向けた取締役の意欲向上に資すると判断したためであります。

なお、2025年6月までに支払った業績連動報酬の算定に用いた指標は、2023年度の連結EBITDA、2021年度から2023年度の連結ROEであり、2025年7月以降に支払った業績連動報酬の算定に用いた指標は、2024年度の連結EBITDA、2022年度から2024年度の連結ROEであります。

連結EBITDAの実績は、2023年度は3,281億円、2024年度は3,089億円であります。連結ROEの実績は、2021年度は11.0%、2022年度は4.3%、2023年度は8.9%、2024年度は8.2%であります。また、中期経営計画のサステナビリティ指標につきましては、中期経営計画の実施期間（2024年度から2026年度）における下表の9項目の達成度に応じて係数を算定することとしており、同期間終了後に達成度を評価するため、当期末時点での実績はありません。

①CO₂排出削減貢献量、②再生可能エネルギー普及貢献量、③自社オフィス・社用車CO₂削減率、④重大事故および自社起因の重大供給支障件数、⑤お客さまアカウント数、⑥お客さま満足度、⑦ワークエンゲージメントスコア、⑧女性取締役比率、⑨重大な法令違反件数

2. 非金銭報酬（株式報酬）として、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）を対象に譲渡制限付株式を付与しております。取締役会の決議に基づき、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬を対象取締役に支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付することで、当社の自己株式の処分を受けております。譲渡制限期間は、株式の割当てを受けた日から退任する日までの期間としており、対象取締役の退任が、当社が正当と認める事由等であることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除いたします。対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定しており、当期中に対象取締役に割当てた株式数は、後記「Ⅲ 3 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

Ⅲ 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

1 発行株式数と株主数

項目	内容
発行可能株式総数	700,000,000株
発行済株式の総数(※)	397,881,800株
株主数	87,172名

(※) 自己株式13,979,916株を含んでおります。なお、当期中に自己株式を消却した結果、「発行済株式の総数」は、前期末より6,223,500株減少しております。

2 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	56,774	14.79
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	18,992	4.95
日本生命保険相互会社	13,469	3.51
株式会社りそな銀行	10,555	2.75
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	8,777	2.29
株式会社三菱UFJ銀行	8,391	2.19
明治安田生命保険相互会社	5,838	1.52
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	5,191	1.35
燈友会	4,686	1.22
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	4,660	1.21

(注) 持株比率の算定にあたっては、発行済株式の総数から自己株式の数 (いずれも当期末時点) を除いております。なお、自己株式には、従業員向け株式報奨制度に係る信託が保有する当社株式45,700株は含まれておりません。

3 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

対象	株式数	人数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	33,950株	6名

(注) 当社は、上記取締役6名および取締役を兼務しない執行役員22名に対して、株式報酬として、2025年7月15日付で当社の自己株式87,400株を処分いたしました。

4 その他株式に関する重要な事項

2025年5月8日開催の取締役会の決議に基づき、市場買付けにより、本年3月31日までに、当社の自己株式13,609,100株を取得いたしました。また、当期末後の本年4月24日までに、当社の自己株式1,096,200株を取得いたしました。

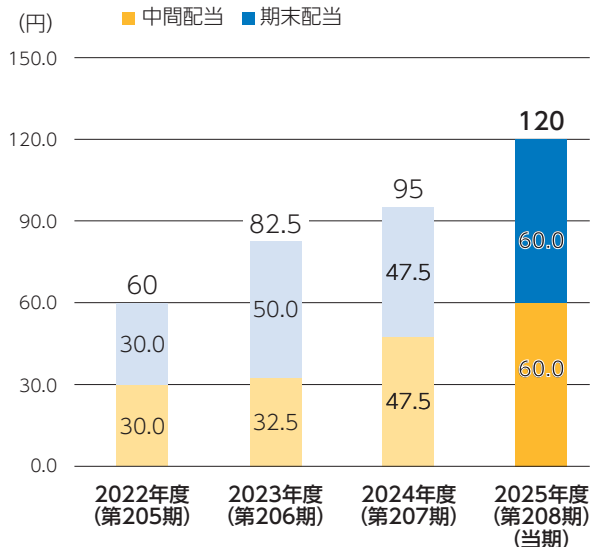
2025年5月16日付で当社の自己株式6,223,500株を消却いたしました。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当の決定に際しては、原則減配せず、増配または配当額を維持する累進配当を基本に据えながら、業績、今後の経営計画等を踏まえ、当社個別の剰余金分配可能額の範囲内で、株主資本配当率3.0%を目指すことを剰余金の配当の決定に関する方針としておりました。前期および当期における業績や今後の事業見込み等、一過性要因を除く利益（実力利益）が着実に向上していることを踏まえ、2025年10月30日開催の取締役会の決議により、今後は株主資本配当率3.5%を目指すことといたしました。

なお、当社の配当につきましては、機動的な剰余金の配当等を行うため、定款第28条の規定に基づき取締役会の決議によって行うこととしております。

【ご参考】1株あたり配当金の推移



IV | 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

2 会計監査人の報酬等

1. 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	124 ^(※)	1
当 社 子 会 社	187	22
合 計	311	23

(※) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査報酬額と金融商品取引法に基づく監査報酬額とを区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、金額はこれらの合計額で記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意をした理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等が適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、有価証券報告書の英訳作成業務に係る助言の提供等を委託し、対価を支払っております。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査等委員の全員の同意により解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、独立性等を総合的に評価し、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

以 上

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		
流動資産		828,882
現金及び預金		58,981
受取手形、売掛金及び契約資産		296,723
リース債権及びリース投資資産		66,619
棚卸資産		222,683
その他の		185,150
貸倒引当金		△1,275
固定資産		2,492,522
有形固定資産		1,494,750
建物及び構築物		252,252
機械装置及び運搬具		807,394
土地		270,434
建設仮勘定		124,971
その他の		39,697
無形固定資産		79,093
投資その他の資産		918,678
投資有価証券		548,433
長期貸付金		37,107
退職給付に係る資産		176,471
その他の		157,221
貸倒引当金		△554
資産合計		3,321,405

(単位：百万円)

負債の部		
流動負債		450,212
支払手形及び買掛金		94,528
その他		355,683
固定負債		1,017,164
社債		491,016
長期借入金		303,203
繰延税金負債		109,337
退職給付に係る負債		16,805
その他		96,801
負債合計		1,467,377
純資産の部		
株主資本		1,350,808
資本金		132,166
資本剰余金		20,167
利益剰余金		1,262,276
自己株式		△63,801
その他の包括利益累計額		455,234
その他有価証券評価差額金		72,755
繰延ヘッジ損益		104,160
土地再評価差額金		△2,423
為替換算調整勘定		218,115
退職給付に係る調整累計額		62,626
非支配株主持分		47,985
純資産合計		1,854,028
負債純資産合計		3,321,405

■連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目			
売	上	高	2,030,302
売	上	原 価	1,592,785
(売 上 総 利 益)			(437,516)
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			262,706
(営 業 利 益)			(174,809)
営 業 外 収 益			54,635
	受 取 利 息		12,839
	受 取 配 当 金		4,943
	持 分 法 に よ る 投 資 利 益		23,938
	そ の 他		12,914
営 業 外 費 用			24,922
	支 払 利 息		13,781
	そ の 他		11,141
(経 常 利 益)			(204,522)
特 別 利 益			21,766
	固 定 資 産 売 却 益		2,171
	関 係 会 社 株 式 売 却 益		12,328
	受 取 保 険 金		7,266
特 別 損 失			23,396
	減 損 損 失		23,396
(税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益)			(202,892)
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			42,705
法 人 税 等 調 整 額			7,457
(当 期 純 利 益)			(152,729)
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)			△21
親会社株主に帰属する当期純利益			152,751

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		
流 動 資 産		512,841
現金及び預金		3,939
受取手形		39
売掛金		217,236
商品及び製品		12,445
原材料及び貯蔵品		65,749
短期貸付金		182,853
その他の		31,182
貸倒引当金		△605
固 定 資 産		1,572,040
有形固定資産		178,095
建物		32,273
構築物		16,087
機械及び装置		40,208
工具、器具及び備品		1,907
土地		75,119
建設仮勘定		12,386
その他		113
無形固定資産		29,617
ソフトウェア		28,937
その他		679
投資その他の資産		1,364,327
投資有価証券		92,027
関係会社株式及び出資金		742,921
長期貸付金		420,561
前払年金費用		88,607
その他		20,394
貸倒引当金		△185
資 産 合 計		2,084,881

(単位：百万円)

負債の部		
流 動 負 債		615,992
買掛金		57,310
短期借入金		343,230
未払金		21,968
未払費用		91,925
未払法人税等		3,904
前受金		54
預り金		7,756
その他		89,843
固 定 負 債		738,299
社債		491,000
長期借入金		210,619
退職給付引当金		598
その他		36,081
負 債 合 計		1,354,292
純資産の部		
株 主 資 本		710,372
資 本 金		132,166
資 本 剰 余 金		19,482
資 本 準 備 金		19,482
利 益 剰 余 金		622,525
利 益 準 備 金		33,041
その他利益剰余金		589,483
特定資産買換等圧縮積立金		195
投資促進税制積立金		25
原価変動調整積立金		89,000
別途積立金		62,000
繰越利益剰余金		438,262
自 己 株 式		△63,801
評 価 ・ 換 算 差 額 等		20,217
その他有価証券評価差額金		46,459
繰延ヘッジ損益		△26,242
純 資 産 合 計		730,589
負 債 純 資 産 合 計		2,084,881

■損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目			
売	上	高	1,409,438
売	上	原 価	1,232,969
(売 上 総 利 益)			(176,468)
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			141,925
(営 業 利 益)			(34,542)
営 業 外 収 益			40,963
受取利息及び受取配当金			29,298
そ の 他			11,664
営 業 外 費 用			13,345
支 払 利 息			9,666
そ の 他			3,678
(経 常 利 益)			(62,161)
(税 引 前 当 期 純 利 益)			(62,161)
法 人 税 等			3,866
法 人 税 等 調 整 額			1,954
(当 期 純 利 益)			(56,339)

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

大阪瓦斯株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成 本 弘 治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 橋 正 紹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川 卓 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大阪瓦斯株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

大阪瓦斯株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成 本 弘 治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 橋 正 紹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川 卓 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪瓦斯株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第208期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前題に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前題に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第208期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 監査等委員会が定めた規程に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

大阪瓦斯株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 竹 口 文 敏
常勤監査等委員 狭 間 一 郎
監 査 等 委 員 梨 岡 英理子
監 査 等 委 員 南 知恵子
監 査 等 委 員 古 財 英 明

(注) 監査等委員梨岡英理子、南知恵子及び古財英明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(ご参考) 低・脱炭素社会の実現に向けた取組み

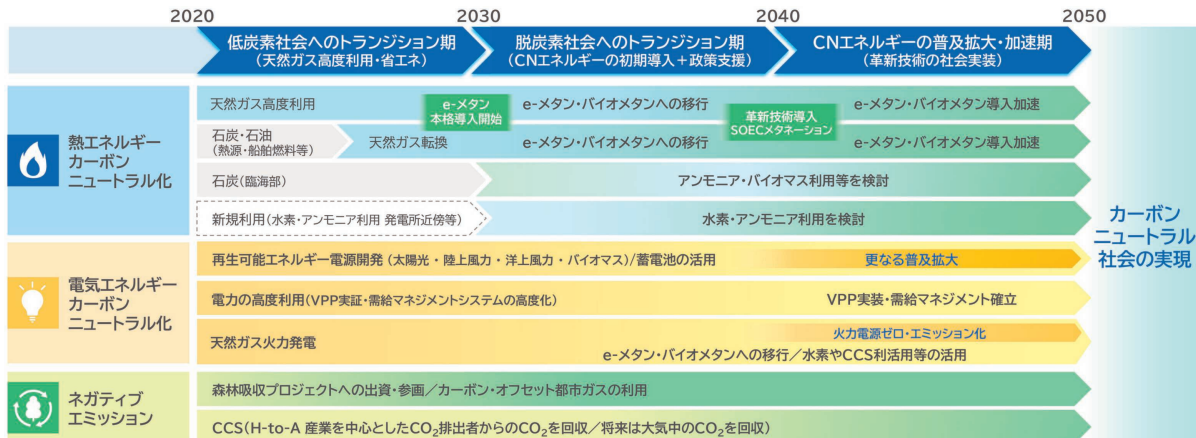
エネルギービジネスを中心に事業を展開する当社グループにとって、CO₂排出削減の取組みは極めて重要な使命です。これまで当社グループでは、「Daigasグループ カーボンニュートラルビジョン」や「Daigasグループ エネルギートランジション 2030」を通じて、2050年のカーボンニュートラル実現への挑戦を表明するとともに、2030年までのトランジション期における考え方や具体的な方策を示してまいりました。

その後、社会の変化に伴いエネルギーを取り巻く環境の不確実性が高まる中、当社グループには、エネルギーの供給安定性とカーボンニュートラル化を両立することが求められていると考えております。こうした環境変化を踏まえ、2025年2月、2050年のカーボンニュートラル実現に向けたエネルギートランジションのロードマップをより明確にするとともに、皆様とミライ価値を共創していくためのソリューションをまとめた「Daigasグループ エネルギートランジション 2050」を策定いたしました。

これらに沿って、多数の再生可能エネルギー電源開発や、e-メタン製造プロジェクトの推進、脱炭素化に資する革新的な技術開発の進展等により、未来に向けた活動を着実に深化させております。



2050年のカーボンニュートラル実現に向けたロードマップと取組み内容は、次のとおりです。



特に、e-メタンについては、既存のサプライチェーンを使うことができ、天然ガスからシームレスにカーボンニュートラル社会に移行することができる柔軟性に優れたエネルギーです。e-メタンの導入に向け、国内外での製造だけでなく、普及拡大も見据え、サプライチェーン構築に向けて注力しております。

e-メタン導入を実現する3つのメタネーション技術の開発

サバティエメタネーション

- 意義: 大規模化による早期の社会実装
- 実証: INPEXとの共同NEDO事業
- 特徴: ① 世界最大級、都市ガス導管網注入 (400m³/h、家庭用1万戸相当)
② 当社独自触媒技術を活用

INPEX長岡鉦場近隣での大規模実証



写真提供: ㈱ INPEX

バイオメタネーション

- 意義: 地産地消のエネルギー製造・利用
- 実証: 大阪・関西万博、下水処理場
- 特徴: ① メタン細菌によるメタン合成
② 生ごみ・下水汚泥由来のバイオガスの高度利用

2025年万博で生ごみからメタン合成・利用



SOECメタネーション

- 意義: 高効率化によるエネルギーコスト低減
- 開発: グリーンイノベーション基金事業
- 特徴: ① SOEC共電解とメタネーションの一体化による高効率化
② 水とCO₂から直接メタンを合成

2050年に向けた次世代メタネーション技術開発



再生可能エネルギー電源の開発

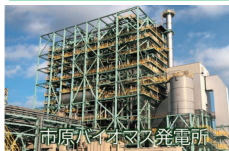
再生可能エネルギー電源の開発実績

風力発電



尻別風力発電所

バイオマス発電

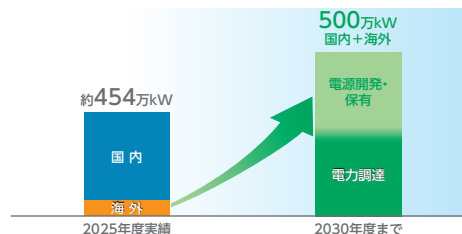


市原バイオマス発電所

太陽光発電



宇石太陽光発電所



その他の取組みの具体的な内容や、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の提言に則った気候変動対応の情報開示の詳細は、当社サステナビリティサイト、統合報告書、「Daigasグループ エネルギーートランジション 2050」をご覧ください。

【サステナビリティサイト・Daigasグループ エネルギーートランジション 2050】

<https://www.daigasgroup.com/sustainability/>

【統合報告書】

<https://www.daigasgroup.com/ir/library/ar/>

